

本 編

◎ 計画の構成



1 全体の構成

磐田市緑の基本計画は、下記のとおり3部で構成しています。

第1部「概要編」は、計画の概要を示しています。

第2部「計画編」は、第1章から第7章で構成しています。

第3部「資料編」は、緑化推進のための支援制度等について示しています。

概 要 編

磐田市緑の基本計画とは
計画の位置づけ
緑とは
緑の果たす役割
緑の基本構想
緑地の整備方針・指定方針
緑の保全及び緑化推進のための施策
地域別の施策

本 編

第1章 計画の基本的事項

第2章 緑の基本構想

第3章 緑の配置方針

第4章 緑地の整備方針・指定方針

第5章 緑の保全及び緑化推進のための施策

第6章 地域別の施策

第7章 計画の推進に向けて

資 料 編

緑化推進のための支援制度
都市公園の分類
用語の説明

2 本編の構成



《第1章 計画の基本的事項》

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 計画策定の背景 | 2 計画の目的 | 3 計画の位置づけ |
| 4 計画の目標年 | 5 計画対象区域 | 6 計画策定の経緯 |
| 7 対象となる緑 | 8 緑の果たす役割 | |

《第2章 緑の基本構想》

- 基本方針
 - 基本理念 ~ 協働のまちづくりによる緑の豊かさが実感できる都市の創造 ~
 - 緑の将来像 ~ 緑豊かで魅力的なまち“いわた” ~
 - 基本方針
後世に残すべき緑の保全
市民が身近に親しめる緑の保全・創出
磐田市の魅力と品格を高める緑の保全・創出
緑のネットワークづくり
協働による緑地の保全・創出
 - 緑の将来構造 緑のゾーン、緑の拠点、緑の軸、水辺の軸
- 緑地の保全及び緑化の目標
 - 緑地の確保目標
 - 都市公園等の施設として整備する緑地の確保目標

《第3章 緑の配置方針》

- 系統別の緑の配置方針
 - 環境保全系統の配置方針
 - レクリエーション系統の配置方針
 - 防災系統の配置方針
 - 景観構成系統の配置方針
- 総合的な緑の配置方針
 - 骨格的な緑地の保全・整備
 - 緑のネットワークの形成
 - 公園・緑地等の適切な配置

《第4章 緑地の整備方針・指定方針》

- 施設緑地の整備目標及び整備方針
 - 都市公園等
 - 主要な都市公園等の規模及び配置
 - その他の施設緑地
- 地域制緑地の指定目標及び指定・保全方針
 - 緑地保全地域等
 - その他の法によるもの

《第5章 緑の保全及び緑化推進のための施策》

1 施策の体系図

2 具体的施策の展開

(1)後世に残すべき緑の保全

- 樹林地の保全と活用
- 水辺の保全と活用
- 農地の保全と活用

(2)市民が身近に親しめる緑の保全・創出

- 都市公園等の整備
- 魅力ある公園づくり

(3)磐田市の魅力と品格を高める緑の保全・創出

- まちの緑づくり
- 地域資源の活用

(4)緑のネットワークづくり

- 歩行者ネットワークの形成
- 生態系に配慮したネットワークの形成

(5)協働による緑地の保全・創出

- 協働に向けたしくみづくり
- 緑を守り育てる人づくり・意識づくり

3 モデル地区における緑化推進計画 基本方針

- 緑の整備方針 等

《第6章 地域別の施策》

- 地域別の施策の概要
- 地域別の施策
 - 北部地域
 - 中央地域
 - 南部地域

《第7章 計画の推進に向けて》

- 協働による取り組みの基本的考え方
- 施策別の協働による取り組みの推進

第1章 計画の基本的事項



1 計画策定の背景

(1) 緑に対する関心の高まり

緑は、快適でうるおいのある生活環境を形成し、子ども達の感性を磨き、豊かな心を育てるなど、将来に残すべき市民共有の重要な財産です。

近年においては、地球温暖化の進行など地球規模での環境問題の高まりや地震等の災害時の避難場所としての機能や自然災害防止等の様々な機能を持つことから、人々の「緑」に対する関心も高まりつつあります。

また、自然との共生の視点や高齢化社会の進展等の社会変化から、緑の質に対する要求も年々多様化してきており、より総合的なまちづくりの観点から緑の保全や緑化の推進を行うことが求められています。

(2) 「緑の基本計画」の制度化

これまで緑に関する総合的な計画としては、「緑のマスタープラン」がありましたが、この計画は都市公園や施設緑地の整備を主な目的としており、都市公園などの配置と緑化の推進が施策として統一化されていませんでした。

こうした状況を踏まえ、平成6年、「都市緑地保全法」の改正に伴い、市町村が策定主体となった「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、緑の基本計画）」が制度化されました。

「緑の基本計画」は、都市公園の整備など都市計画に基づく緑地の保全だけでなく、それ以外の公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動までの幅広い総合的なものであり、中長期観点に立って計画するものです。

(3) 「景観緑三法」の整備

緑に関する施策の基盤となる法律として、平成16年6月に、いわゆる「景観緑三法」が整備されました。景観緑三法とは、「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3つの法律を指し、これらの法律を一体のものとして指す際の通称として「景観緑三法」と呼ばれています。

「景観法」は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るための我が国で初めての景観についての総合的な法律です。

「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」は、景観法の施行に伴い、都市計画法、屋外広告物法その他の関係法律の整備等のための法律です。

「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」は、本計画の根拠法規である「都市緑地保全法」を改正するもので、名称が「都市緑地法」に改められ、緑地の保全のみならず緑化も含めた都市の緑に関する総合的な法律です。

この法改正により、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、効率的、効果的に緑を保全・創出する取り組みや公園緑地の整備が推進されます。

地球温暖化：人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象をいう。

緑のマスタープラン：1976(S51)年の都市計画中央審議会答申に基づき、都市における総合的な公園緑地政策を推進するための指針として策定を推進してきたもの。

(4) 磐田市の緑の現状

磐田市は、斜面林に囲まれる磐田原台地を中心に、豊岡丘陵地の森林地帯、遠州灘海岸、天竜川、太田川、仿僧川、今ノ浦川などの豊かで多様な自然に恵まれており、日本でも有数のトンボの宝庫である桶ヶ谷沼に象徴されるような身近に自然とふれあえる優れた自然環境を有しています。

また、磐田原台地を中心に茶畑が広がり、天竜川左岸から磐田の中心市街地南部、太田川右岸にかけては田園が広がるなど、磐田市を田園豊かな都市として特徴づけています。

これらの緑地は、環境・景観の面からだけでなく、観光・レクリエーション機能や防災の面からも重要な空間であり、自然との共生に向けて保全・整備・活用していく必要があります。

一方、市街地及びその周辺には、かぶと塚公園や竜洋海洋公園、福田公園、豊田香りの公園などに代表される都市公園や民間の宅地開発等で開設された公園、市内の各地域に配置されたグラウンド、社寺林、企業の緑地施設などがあり、市民に身近な公園緑地空間となっています。

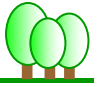
このような状況を踏まえ、磐田市の豊かな緑を将来にわたって身近に感じることができるよう、今後も、緑の保全・創出に努めていく必要があります。

2 計画の目的



この計画は、都市緑地法第4条に基づき、緑地の保全と緑化の推進を目的とする「緑の基本計画」を策定するものであり、磐田市の緑の現状や緑の果たす役割などを踏まえ、緑の将来あるべき姿を実現するために、どのように緑を守り、育てるかを明らかにし、市民・事業者・行政が一体となって、緑豊かでうるおいのあるまちづくりを進めていくための「指針」とすることを目的とします。





3 計画の位置づけ

本計画は、磐田市総合計画及び都市計画マスタープランや環境基本計画などの上位・関連計画との整合が保たれた計画とします。

(都市計画法第 18 条の 2)

磐田市都市計画マスタープラン

(地方自治法第 2 条)

磐田市総合計画

(都市緑地法第 4 条第 1 項)

磐田市緑の基本計画

磐田市環境基本計画

- 土地利用の方針
- 交通体系の整備方針
- 公園緑地の整備方針
- 河川・下水道の整備方針
- 災害に強い都市づくりの方針
- 美しくうるおいある都市づくりの方針
- 人に優しい都市づくりの方針
- 環境にやさしい都市づくりの方針

- 緑の基本構想
- 緑の配置方針
- 緑地の整備方針・指定方針
- 緑の保全及び緑化推進のための施策
- 地域別の施策
- 計画の推進に向けて

推進計画

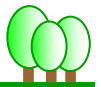
事業実施

4 計画の目標年



本計画は、計画に示す内容の目標年を概ね 20 年後の平成 38 (2026) 年度とし、中間年を平成 28(2016)年度とします。

5 計画対象区域

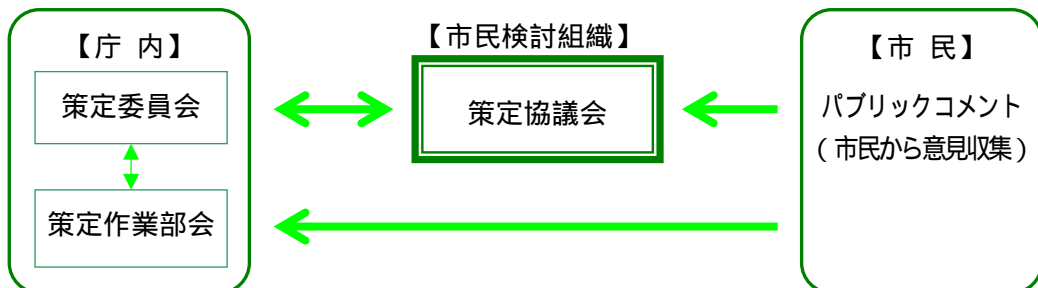


調査対象区域は、磐田市全域 (16,408ha) とします。

6 計画策定の経緯



計画策定にあたっての庁内組織や市民検討組織等は以下のとおりです。



7 対象となる緑



本計画で対象とする緑・緑地の定義を以下に示します。

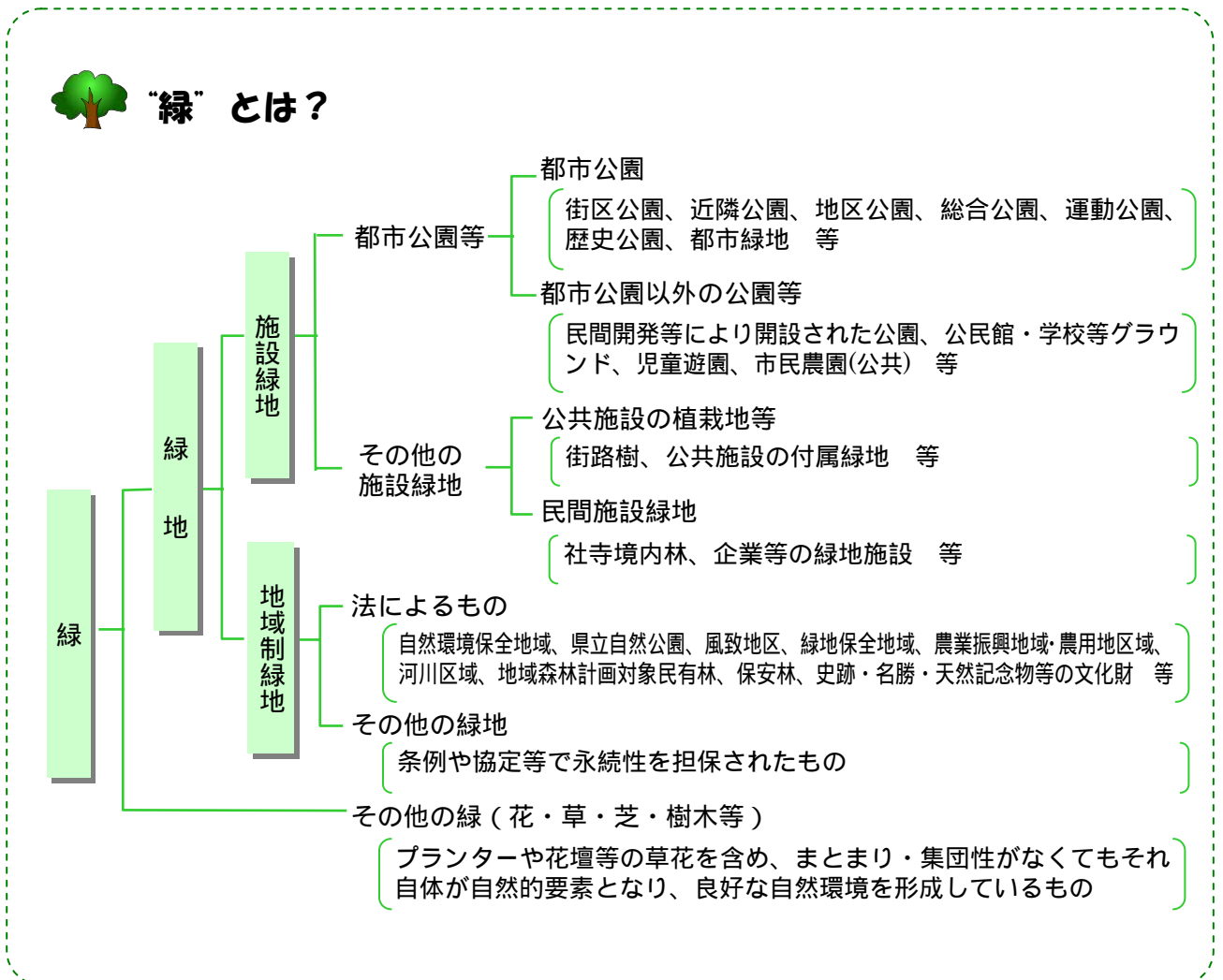
「緑」とは

花、芝・草、樹林、水辺など、それ自体が良好な自然環境を形成しているものと、公園や広場、樹林地、河川、農地などの緑地を合わせ、都市の環境や住環境の質を高めているものの総称とします。

「緑地」とは

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が単独で若しくは一体となって良好な自然環境を形成しているものとします。

具体的には公園や広場などの一般に利用できる施設として確保されている土地（施設緑地）や樹林地や河川、農地などの様々な法律に基づく制度などによって自然環境を形成している土地（地域制緑地）とします。



8 緑の果たす役割



緑は、市民が健康で快適な生活を営む上で、欠くことのできない重要な存在です。また、緑は都市において様々な役割を果たしてくれています。

緑の果たす役割は、大きく分けて以下の4つの系統に区分できます。

緑の果たす役割

<p>地球温暖化の防止 (CO₂削減)</p>	<p>生物の生息環境</p>	<p>散策・環境学習の場</p>	<p>運動・遊びの場</p>
<p>気象緩和、省エネルギー化</p>	<p>環境保全系統</p> <p>人と自然が共存する 都市環境の形成機能</p>	<p>レクリエーション系統</p> <p>余暇空間の場の提供 機能</p>	<p>休養・休息の場</p>
<p>飛砂防備・潮害防備等</p>	<p>防災系統</p> <p>災害防止、避難地、救 援活動拠点などの機 能</p>	<p>景観構成系統</p> <p>四季の変化やうるお いのある美しい景観 の形成機能</p>	<p>うるおいのある都市景観</p>
<p>延焼の防止・災害時の避難場所</p>	<p>流量の調整・洪水の防止</p>	<p>四季の変化・ランドマーク</p>	<p>地域特有の田園景観</p>